

宋初における茶の専賣制度

佐伯 富

目次

- 一 は し か き
- 二 太祖時代の榷茶法
 - (一) 榷 外 茶
 - (二) 榷 内 茶
- 三 太宗時代の榷茶法
 - (一) 太宗の茶法緩和策
 - (二) 江南榷茶法の實施
 - (三) 折中法（入中法・交引法）
 - (四) 貼 射 法
 - (五) 貼射法の廢止と交引法の復活
 - (六) 三 說 法

一 は し か き

茶の原産地は印度のアッサム地方と考へられるが、それが相當古い時代に四川に傳はつたらしい。中國人はすでに漢の初めに茶に關する知識をもつてゐるが、飲茶の風習が割合に多く文獻に見えるのは三國時代の吳人からである。この風習は四川から次第に揚子江の流れに沿うて下流域に傳播し、南朝では概ね揚子江流域に全般的に普及し北支那地方にも段々

傳はつて行つたやうである。しかし中國全土にこの風習が波及したのは大體唐の半頃である。^①この頃になると陸羽・常伯熊等の有名な茶人が現出するのみならず、茶はもはや餐澤品ではなく、一般民衆の生活必需品となつてゐたらしく、舊唐書卷一七三李珣傳には

茶爲食物。無異米鹽。於人所資。遠近同俗。……田間之間。嗜好尤切。

と見えてゐる。従つて産茶地も四川・湖北・湖南・陝西・河南・江西・安徽・江蘇・浙江・福建・兩廣・貴州の諸省に及び殆んど現今の産地と變らない。産茶額が増大した外、各地夫々の銘茶を出したことは陸羽の茶經や唐國史補に見える通りである。飲茶の風習が民間で盛大に赴いた時代は、ちやうど唐にあつては安史の大亂の後、財政が窮迫した時である。德宗の建中年間、茶が始めて課税の對象となつたのはかかる社會的政治的背景のもとに行はれたのである。興元元年（七八四年）奉天の詔によつて一時茶税は廢止せられたが、貞元九年（七九三年）鹽鐵使張滂の議により再び課税せられることとなつた。^②また文宗の時代には王涯の建議によつて權茶法（茶の專賣）が實施せられんとするほど、茶は財政上重要視せられてゐたのである。^③これによつて八世紀の末には茶は中國においては民衆の日常生活の必需品となつてゐたことが判明する。

飲茶の風習は唐代すでに中國全土に流行したのみならず、回鶻・吐蕃等の外民族の間にも波及し茶馬の貿易が行はれた。宋代には契丹・西夏・女眞・西蕃等もすでに飲茶の風習に感染し、もはや一日も茶がなくては過ごせぬほどまでに茶は彼等外民族の必需品となつてゐる。宋史卷一六七職官志に元符の末、程之邵が馬政について徽宗の諮詢に對して答へた記事を載せてゐるが、その一節に

戒俗食肉飲酪。故貴茶。而病於難得。

と見えてゐる。外民族がいかに強く茶を欲求したかが了解せられるであらう。因みに茶が我が國に傳へられたのは已に奈

良朝すなはち唐代にあるが、飲茶の風習が廣く傳播したのは鎌倉の初期すなはち宋代にあることは周知の通りである。かやうに宋代においては飲茶の風習は中國はいふに及ばず周圍の各民族の間にも傳播して彼等の生活必需品となつてゐた。ここに宋代、茶の專賣制度を實施しうる社會的經濟的基盤が出來上つてゐたのである。

然らば宋代、茶の專賣實施の目的はどこにあつたかといふと、文獻通考卷一八に

凡茶之利。一則官賣以實州縣。一則沿邊入中糧草。算請以省餽運。一則榷務入納金銀錢帛。算請以贍京師。

と見えてゐる。すなはち第一は官賣して州縣の財政を助ける。第二は商人に糧草を國境方面に納入させ、政府自ら餽運することを省く。第三には商人に金銀錢帛を京師の榷貨務に納入させ、中央政府の財政を豊かにするといふ三點にあつた。これを大別すると二つに分けることが出来る。一つは茶の專賣によつて國家の財源を豊かにすることである。二つには茶の專賣法を利用し商人をして軍需品を國境方面に納入せしめ、國防を充實することであつた。先づ茶の專賣收入は國家の歳入のうちでも重要な地位を占めてゐた。眞宗の景德元年（一〇〇四年）には歲課五百六十九萬貫にも達した。^⑤すでに太宗の至道の末には二百八十五萬餘貫に達した。至道中のある歳の課入が千二百萬貫であるから、至道中課入に對する茶錢の收入は約二割四分を占めてゐたわけである。^④中世まで國家の財政は主として地租に依存してゐたが、近世においては獨裁君主政治の發達から、これを支へる軍隊と官僚との數が莫大な額に達した。ところが從來の兩稅收入を以てしては到底これらの龐大な軍隊や官僚に對する經費を捻出することが出來ないのでここに茶鹽等の專賣制度が確立した。宋代における茶の專賣制度も一つにはかかる財源確保の必要から成立したのである。

次に宋代における茶の專賣制度は、これを利用して商人に國境方面における軍糧を納入させたところに最も大きな特色があつた。宋史卷三三一孫長卿傳に

本祖宗榷茶。蓋將備二邊之糴。且不出都內錢。公私爲便。

宋初における茶の專賣制度（佐伯）

とあるやうに、宋代茶の專賣實施の目的は二邊すなはち契丹・西夏の侵入を防禦する軍隊の糧食を調達することが重要な目的の一つであつた。

北宋時代の重要國策の一つは契丹・西夏の侵寇に對していかなる防禦體制をとるか、更に積極的には五代後晋の時代に契丹に讓與したいはゆる燕雲十六州の失地をいかにして恢復するかといふにあつた。これがために宋初から契丹・西夏の侵入に備へるために河北・河東・陝西には多數の軍隊が配置せられてゐた。^①この國境における軍隊の食糧その他の軍需品を支障なく調達するといふことが最も困難にして而も重要な問題であつた。宋代では農民を徵集して軍糧を國境方面に運搬させたが、農事を妨げるのみならず、その役が過重で、これがために倒産する農民も續出し、大きな社會的政治的問題であつた。^②茶の專賣制度の制定も、一つにはかかる農民の過重な負擔を輕減し、商人をして國境における軍需品を調達させるためであつた。ここに宋代における茶の專賣制度實施の大きな意味があり、またその變遷も國際關係の推移と密接な關係があつたのである。

第三に、宋代茶の專賣を實施した目的は茶を利用して外民族を懷柔し國際關係を有利に導くにあつた。先に述べたやうに宋代では周圍の外民族は殆んどみな飲茶の風習に感染して茶は彼等の生活必需品となつてゐた。併し、茶は宋の國內にしか産しないので茶を得ようとすれば貿易によるより外に方法がない。そこで外民族は多く馬を宋に輸出し、その代價として茶を入手しようとした。ここに茶馬の貿易が盛大に行はれる理由があつた。ところで宋國家がその主導權を獲得するためには茶を統制しておく必要がある。ここから茶の專賣を實施する必要が起つた。その最も顯著な例は、神宗の熙寧年間、蜀で實施せられた茶の專賣であつた。宋では西夏を牽制するためにその南にゐた西蕃を利用しようとした。西蕃は西夏とは鹽の販賣の上でも商賣かたきの關係にあつた。なほ西蕃には良馬を産する。宋は有利な得意先であつた。この頃、契丹や西夏では軍事的見地から馬を宋に輸出することを禁止してゐた。そこで宋側では西蕃の馬を購入するために、蜀の

茶を專賣に附し、西蕃との茶馬貿易を有利に統制しようとしたのである。

以上述べたやうに、宋代における茶の專賣制度は、財源の確保、國境における軍需品納入の確保、國際關係における主導權の確保、大體この三點がその制定の主要な目的であつたやうである。なほ本稿では太祖・太宗二代にわたる時代を取扱つたのは茶の專賣制度はこの二代の間において一應完成を見たのであつて、その成立過程を通して宋國家確立の迹を見ようとしたために外ならぬ。

二 太祖時代の榷茶法

(一) 榷 外 茶

宋代茶の專賣實施について述べた最初のもは續資治通鑑長編卷三に

建隆三年正月丁亥。以監察御史劉湛。爲膳部郎中。湛奉詔。榷茶于蕲春。歲入增倍。遷拜越級。

と見える記事である。建隆三年（九六二年）正月といへば太祖が即位してから未だ滿二年にみたく、揚子江以南は宋の版圖外にあつた。當時茶は主として江以南の南唐・楚・閩・吳越などの領土内に産し、多量の茶が揚子江を渡つて宋の領土内に流入してゐた。蕲春は湖北省の東南、江西省に近く、揚子江の沿岸にあり、江南の茶が中原に流入するルート上の一つの要衝に當つてゐたやうである。劉湛が蕲州において江南茶の輸入の統制を實施し、良好な成績を収めて特別昇進をしたのが建隆三年正月であるから、蕲春における茶の輸入統制の實施は少くともまる一年以前であり、太祖の即位後間もない時であつたらうと考へられる。蕲春における茶貿易の統制に成功した太祖は更に輸入茶の統制に乗り出した。續資治通鑑長編卷五に

〔乾德二年七月乙未。〕始於江北置折博務。禁商旅過江。詔諭唐主。恐其挾中國之勢。有所侵擾也。

宋初における茶の專賣制度（佐伯）

とあり、乾德二年（九六四年）七月には江北の建安軍に折博務（兩替乃至交易所）を設置し、南唐商人を招き中原商人と貿易せしめてゐる。南唐國主に對しては中原商人が南唐領に入り侵擾するを防ぐためだと諭してゐるが、實際には中原商人が南唐領に入るを禁ずるとともに、南唐商人が中原において利益を壟斷するを禁止せんとする策略であつた^①。この折博務における南唐商人の貿易品には茶が重要な地位を占めてゐたらうと思はれる。當時江南の茶商は天下に周流して茶を販賣したらしく、資治通鑑卷二六六後梁開平元年三月の條に河北盧龍節度使劉仁恭が銅錢政策について述べたうちに

禁江南茶商。無得入境。自采山中草木。爲茶鬻之。

とあり、銅錢が國外に流出するを慮り、江南の茶商人が入國するを禁じ、代用茶を製造して賣らしめたことが見える。かやうに當時は江南における茶商人の國外に對する經濟進出にはめざましいものがあつたやうで、宋の太祖の茶貿易の統制は一つには茶利を獲得すると共に他方では江南茶商の利益の獨占を制限しようとしたものであらう。茶貿易の盛行と共に之を統制する役所權貨務も増設せられた。これについては玉海卷一八一に

乾德二年八月辛酉。置權貨務京師。及建安・漢陽・蘄口並置。

とあり、續資治通鑑長編卷五には

〔乾德二年八月〕辛酉。初令京師・建安・漢陽・蘄口。並置場權茶。

と見えてゐる。場とは權場の意味で權茶の役所をいふ。宋會要食貨三六は同じ記載において權場に作り、皇宋十朝綱要卷一、夢溪筆談卷一二は權貨務といひ、宋史卷一八六互市舶・文獻通考卷二〇市糴考には權署といひ、文獻通考卷一八征權考には單に務に作つてゐるが、何れも同じものをかく稱したのである。ただ役所の名稱としては權貨務略して權務といふのが正しい。このやうに江北の三地點建安・漢陽・蘄口に權貨務をおき、江南から來る茶はすべてこれらの權貨務を通して一旦政府の所有となり、然る後に中原商人に賣却せられた。ただここで京師の權貨務はいかなる事務を取扱つてゐたか

といふと、皇宋十朝綱要卷一に

〔乾德二年〕八月辛酉。詔京師及沿江。各置榷貨務。令商旅入金帛於京師。執引詣沿江給茶。

とあるやうに沿江榷貨務において茶を得んとして京師の榷貨務に金帛を納入した商人に茶の販賣許可證、引（茶引又は取引ともいふ）を交付することを掌つた。蓋し金銀錢帛を中央政府に集中するためである。商人はこの引を沿江榷貨務に持参して茶の拂渡しをうけた。なほ金帛の納入は後には揚州の榷貨務においても實施せられたことは玉海卷一八一に

開寶三年七月（長編卷十一・宋會要食貨三十六作八月當是）丁亥。移建安務於揚州。令客旅入金銀錢帛於揚州。給憑就建安。請領茶貨。交引始於此。

と見えてゐる。當時宋政府は中原における銅錢經濟の確立を目指して通貨政策を推し進めてゐたので銅錢が江南に流出することを禁止してゐた。そこで江南の茶商に對する支拂ひは金銀絹帛が使用せられたに相違なく、揚州榷貨務の金帛は恐らくそのために用ひられたであらう。^⑩江南の商人は沿江の榷貨務まで茶を運搬して來るが、宋の版圖内に入つて賈販することは禁止せられてゐた。續資治通鑑長編卷七に

〔乾德四年四月〕辛酉。詔。以江南游饑。許沿江百姓過江樵采貿易。獨商旅禁之如故。

とあるやうに、江南の百姓は饑饉のため揚子江を渡り、樵采貿易することを許可したが、商人の入國を禁止することはもとの通りであつた。それは玉海卷一八一に

乾德五年。初榷江淮湖浙福建路茶。蓋禁南商擅有中州之利。故置場以買之。自江以北。皆爲禁地。

と見えるやうに江南商人が中原の利益を獨占することを禁止するために外ならなかつたのである。なほ揚子江において南方から北上する私茶の取締りのためには巡檢がおかれてゐたことは左の記事によつて知られるであらう。續資治通鑑長編卷一二には

開寶四年三月甲寅。殿中丞桑塤。責授司農寺丞。坐沿江巡檢私茶擅行廢買也。
と見ゆ。

(二) 榷 内 茶

以上の如く江以南の輸入茶を政府の專賣に附すると江北産の茶も統制上自ら專賣にせざるをえなかつた。續資治通鑑長編卷五乾德二年八月辛酉の條に

令民茶折稅外。悉官買。民敢藏匿而不送官。及私販鬻者。沒入之。計其直。百錢以上者杖七十。八貫加役流。主吏以官茶貿易者。計其直。五百錢流二千里。一貫五百及持仗販易私茶。爲官司擒捕者死。

とあるやうに、乾德二年、始めて國內産の茶に對する茶法の制定を見るに至つた。この禁榷令が淮南茶に對するものであつたことは續資治通鑑長編卷六に

乾德三年九月己卯。以度支郎中蘇曉。爲淮南轉運使。曉建議榷斬・黃・舒・廬・壽五州茶。置十四場。籠其利。歲入百餘萬緡。

とあることによつて知られる。即ち國內産茶の禁榷の實施は乾德三年であつたことが分る。淮南茶の生産額は後に述べるやうに割合に少いのであるが、歲入百萬緡といふ好成绩をあげた裏面には關係する官僚の並々ならぬ努力があつたやうである。續資治通鑑長編卷一五開寶七年五月甲寅の條に

監察御史渤海劉蟠。受詔。于廬・舒等州巡茶。蟠乘贏僞稱商人。抵民家求市。民家不疑。出茶與之。即擒置于法。壬戌。命蟠同知淮南諸州轉運使。

と見え、監察御史劉蟠は太祖の命により廬・舒等の州において巡察を行つてゐる。その際劉蟠は茶商人を装ひ茶園戸から茶を買ひ求め、その計にかかつた茶園戸を私販の廉で處分してゐる。また淮南轉運使蘇曉が淮南茶を禁榷して百餘萬緡の

歳入を獲得するためには餘程嚴重な態度を以て臨んだらしく、玉壺清話卷二には先に掲げた長編卷六と同様淮南茶禁榷の事を述べた後に

淮俗苦之。後〔蘇〕曉舟敗溺。淮民比屋相賀。

といひ、蘇曉が後に溺死した時、淮南の民衆は戸をあげて相賀したとつけ加へてゐる。宋初における榷茶の成績があがつた裏面には官僚の綱紀が嚴肅であつた一面をトすべきである。

三 太宗時代の榷茶法

(一) 太宗の茶法緩和策

太祖の在位十七年間に蜀・荊南・楚・南漢・南唐・閩を亡し、略々天下を統一した。吳越はなほ存するも宋に對しては從順で、ただ北漢のみが契丹の後援を恃んで拮抗したのでこれを征服せんとしたが、開寶九年十月（九七六年）太祖は歿し、弟太宗が即位し、同年、太平興國元年と改元した。太祖時代に茶の專賣制度も一應整備し、茶鹽酒專賣の課額の少いものは地方の有力者を募集してこれを掌らしめた。ところが續資治通鑑長編卷一七開寶九年十月壬戌の條に

先是。茶鹽榷酤課額少者。募豪民主之。民多增額求利。歲或荒歉。商旅不行。至虧失常額。乃籍其資產。以備償。於是。詔以開寶八年額爲定。勿輒增其額。

とある如く、有力者が額を増して利を規らんとし、却つて課額を虧失してその財産を籍沒せられる結果を招く者が多かつたので、太平興國元年、太宗は即位直後、前年開寶八年の額を以て定額とし増額を禁止してゐる。この記事に續いて宋史卷一七九食貨志には

又慮其未均。乃命使分詣諸州。同長吏裁定。

と見え課額の不均衡を是正せしめてゐる。太宗は太祖を弑して即位したといふ風聞も傳はつてゐるが、太宗のこの詔も人心收攬の一策であつたかもしれない。

(二) 江南榷茶法の實施

太宗即位の前年開寶八年十一月には江南（南唐）が亡び、太平興國三年五月には吳越がその版圖を獻じここに揚子江以南が全部宋の版圖に編入せられた。そこで太宗は先づ江南の經營に乗り出し着々と新經濟政策を實施するに至つたが、太平興國二年二月（九七七年）には江以南の榷茶法を更に強化施行することとなつた。九朝編年備要卷三には

太平興國二年二月。置江南榷茶場。仍嚴鹽茶禁。從江南轉運使樊若水之請也。

と見え、江南轉運使樊若水の請により江南に榷茶場を置き茶法を嚴重にしたことをいつてゐる。宋史卷四太宗本紀にはこれを正月においてゐるが、命令が出たのが正月で實施にうつしたのが二月であらう。江南茶禁榷の強化のいきさつについては宋會要食貨三〇に

太平興國二年正月。江南轉運使樊若水言。江南諸州茶。官市十分之八。其二分量稅。取其什一。給公憑。令自賣。踰江涉淮。乘時取利。紊亂國法。因緣爲姦。望嚴禁之。官所市茶價直未稱。望稍增之。以便於民。而利於國。詔有司。以茶品差增其直。

とある。これまで江南諸州では生産茶の八割を政府が買い上げ、残りの二割のうちより十分の一の折稅茶を納附せしめ、その後は公憑を給して自由販賣を許してゐた。恐らく南唐征服直後であつたので寛容な政策をとつてゐたのであらう。ところが政府の江南の買い上げ茶價は安く、多量に江を渡つて江北の禁地に侵入し、統制を紊亂したので、樊若水の奏請により江南の買い上げ茶價を吊上げた。なほ江南茶を嚴重に統制するために、沿江に榷貨務を増置したことは宋會要食貨三〇太平興國二年二月の條に

有司言。江南諸州榷茶。準敕於沿江置榷貨八務。

と見えてゐる。

このやうな江南地方の榷茶法の確立は一方においては太宗の江南銅錢化政策と密接な關係があつた。南唐時代にはこの地方には鐵錢が使用せられてゐたが、太宗が即位すると太祖の政策をそのまま繼承し、錢若水・張齊賢等を用ひ中原の貨幣制度を全國に擴充せんとした。これがために積極的に江南の銅錢化に乗り出し、全國の通貨を統一して分裂した國內市場を統合して、商業を自由無礙に通ぜしめようとした。^⑩續資治通鑑長編卷二四太平興國八年三月の條に張齊賢の言として

臣聞。江南（南唐）舊以鐵爲幣。今改用銅錢。民間難得而官責課。頗受鞭撻。此最不便。

と見えてゐるが、課とは專賣品たる茶鹽酒等の買受代金及び商稅等を指す。茶商についていへば政府の茶を買ひ受けるためには銅錢を納入するを要する。茶商は茶を民間に賣り捌いて民間の銅錢を吸收する。民間の銅錢は宋史卷一八〇食貨志錢幣の條に樊若水の上言を載せて

今諸州銅錢尙六七十萬緡。虔・吉等州。未有銅錢。各發六七萬緡。俾市金帛輕貨上供。及博糴穀麥。

とある如く、政府が民間の金帛輕貨を買上げて上供せしめ、或ひは穀麥を博糴せしめることによりて銅錢を民間に散布せしめる。かかる銅錢の流通過程を形成することによつて江南の銅錢化に着手したのであつて、この政策の強行のためにも江南における茶の專賣制度の確立が要請せられたのである。そこで續資治通鑑長編卷一八太平興國二年二月丁未の條に

有司言。江南諸州榷茶。準敕於緣江置榷貨諸物。（務？）百姓有藏茶於私家者。差定其法。著於甲令。匿而不聞者。

許鄰里告之。賞以金帛。咸有差品。仍於要害處。縣法以示之。詔從其請。凡出茶州縣。民輒留及賣鬻。計直千貫以上。

黥面送闕下。婦人配爲鐵工。民間私茶。減本犯人罪之半。榷務主吏。盜官茶販鬻。錢五百以下。徒三年。三貫以上。

黥面送闕下。茶園戶輒毀敗其叢株者。計所出茶。論如法。

と見えるやうに嚴重な茶法の制定が必要になつて來た。即ち、出茶州縣の人民が茶を留めて販鬻し直千貫以上に及ぶ者は黥面して闕下に送る。婦人は配流して鐵工となし重勞働に服させる。民間で私茶を買つた者は販賣人の半分の罪に處する。榷務の主吏が官茶を盜販した場合には錢にして五百文以下の時には徒三年に處し、三貫以上の時には黥面して闕下に送る。また茶園戸が茶樹を毀敗した者はその産する所の斤數を計つて法の如く處分する。これが太平興國二年頒布の茶法の概要であるが、これを前掲の太祖乾德二年八月制定の茶法に比べると餘程輕減せられてゐる。このことについては文獻通考卷一八に

太平興國二年。重定法務輕減。

と見えてゐるのは、宋國家の政治的安定度を示すものに外ならない。

(三) 折 中 法

宋國家の茶の專賣制度は大體太平興國二年を以て一應整備し、江南の銅錢化も着々と效を奏し、江南の政治的統一も通貨の統一によつて次第に具體的に裏付けられて來た。しかし、なほ北方には北漢が契丹の勢力を背景に獨立を保つてをり、契丹は宋國家の弱點を見出しては内地に侵入を企てたので、太宗は江南の新經濟政策の着手がひとまづ終るや太平興國四年五月（九七九年）には北漢を亡し、一舉にして契丹をも討滅せんとし、宋・契丹はここに直接干戈を相交へることとなつた。また西夏には李繼遷が民族的に自覺し、夏國王と稱して西北邊に入寇して來たので、一應天下を統一し内憂を消滅して平和を招來した宋國家は、再び外患に對して全國力を傾注して對抗しなければならなくなつた。あらゆる經濟政策もかかる國策に従つて樹立せられるに至り、茶の專賣制度も亦この線に沿うて動いて行つた。

一體宋代外民族の茶に對する欲求が甚だ盛んであつたことは先に述べた通りである。そこで國境方面では外民族との茶貿易が盛大に行はれてゐた。宋史卷二五五張永德傳に

永德在太原。嘗令親吏販茶規利。闌出徼外市羊。

と見え、張永德は外民族と茶羊の貿易を行つてゐる。また續資治通鑑長編卷二四太平興國八年十一月壬申、王明の上奏のうち靈州で馬を市ふに銅錢を用ふることをやめんことを請うた一節に

自今以布帛茶及它物市馬。從之。

とあり、以後布帛茶その他を以て馬を買ふやうになつたことをいつてゐる。また同書卷一八太平興國二年三月庚寅の條に契丹在太祖朝。雖聽沿邊互市。而未有官司。是月。始令鎮・易・雄・霸・滄州。各置榷務。命常參官。與內侍。同掌輦香藥犀象及茶。與相貿易。

とあり、河北の鎮・易・雄・霸・滄州等契丹との貿易では茶が重要な輸出品の一つであつたことを示してゐる。従つて茶の貿易の利益が莫大なものであつたことは、宋史卷一八三食貨志に

茶之爲利甚博。商賈轉致於西北。利嘗至數倍。

とあることによつて察すべきである。そこで政府では早くから茶を國境方面に運搬し、これを賣却して軍糧を調達したことは、續資治通鑑長編卷二五に次のやうに見えてゐる。

雍熙元年三月丁巳。上謂宰相曰。夏州蕃部並已寧謐。……朕亦慮轉餉勞擾。止令齎茶於蕃部中貿易。以給軍食。未嘗發民輸送也。

このやうに茶の專賣を利用して軍需品を調達する方法が組織化せられたものが折中法である。續資治通鑑長編卷三〇には「雍熙後」自河北用兵。切于饋餉。始令商人輸芻糧塞下。酌地之遠近。而優爲其直。執文券。〔宋史卷一八三食貨志有云。謂之交引〕至京師。償以緡錢。或移文江淮。給茶鹽。謂之折中。

と見えてゐる。即ち雍熙の初めになると契丹との國際關係が漸く緊迫して來た。雍熙三年（九八六年）には宋軍は岐溝にお

いて契丹軍と戦つて大敗を喫し、契丹軍は大舉して河北に侵入して諸州を陥れてゐる。このやうな關係から河北においては芻糧の需要が切實であつたので、商人に芻糧を國境方面に納入せしめ、その距離の遠近に従つて値段を定める。商人にはその代價として文券すなはち一種の手形を支給し、これを京師に持參して權貨務から見錢を受領せしめた。もし茶鹽を入手することを希望する者には江淮地方に通牒を發してそこで現物を受けとらしめ、これを折中法と稱した。この方法が入中法とも稱せられたことは、九朝編年備考卷四に

初募商人輸粟。優其價。令執券抵江淮。給以茶鹽。謂之入中。

と見える。またこの方法が交引法ともいはれたことは宋史卷一八三食貨志茶法の條に見えてゐる。

この折中法と關聯して注意すべき問題は文獻通考卷一八に

雍熙二年三月。令河東北商人。如要折博茶鹽。令所在納銀。赴京請領交引。蓋邊郡入納算請。始見於此。

と見える記事である。すなはち河東・河北の商人は芻糧を塞下に納入するのみならず、銀を所在の州縣に納入して茶鹽を算請することを許可してゐる事實である。國初以來、宋政府では銅錢を本位貨幣として通用せしめ、經濟界の統一、從つてまた國內分裂の統一を計らんとしたが、銅錢増鑄策は政府の企圖するやうには進捗せず絶えず錢荒に悩んでゐた。この間隙を透して銀の貨幣的用途が次第に高まつて來た。政府でも銅錢の缺乏を補ふために支出にも銀を使用してゐる。太平興國八年には太宗は沿邊の軍隊に月頭銀を興へてゐるが、雍熙二年はこの翌々年である。この頃軍隊の多く駐屯してゐたのは河北・河東であつた。この地の茶鹽商に課銀の納入を認めたのは恐らく軍隊に支給した銀を回收してその價格の下落を防ぎ軍士の兩替に便したものと思はれる^⑬。

雍熙の初めに至つて折中法を實施し、茶を芻糧の代價として支給し、或ひは沿邊に納入した課銀に對して茶を支給するやうになつたのは、この頃に至つて政府貯藏の茶が漸く過剰になつたことが一つの理由のやうである。宋會要食貨三〇太

平興國九年十月の條に

鹽鐵使王明言。荊湖・兩浙・江淮諸州。出產茶貨處。買納數與賣數比較。若不相遠。緣自前收復諸處舊管茶貨數多。以至相承接壓。臣前爲荊湖江南轉運使。備見利害。稅茶并折色茶外。買諸色茶等（於？）人戶。各有舊額。使臣職員。務買數多。用爲勞績。揀選不精。人戶啓倖。多採粗黃晚葉。仍雜木葉蒸造。用填額數。并於額外。別利價錢。名爲不及號茶。新時出賣不行。積歲漸更陳弱。

とあるやうに、雍熙元年の頃には關係官が多額の茶をうることを以て自分の功績としようとし、茶の精粗を揀ばず收買した結果、茶園戸は粗黃の晚葉、時には木の葉を雜へて茶を製造して額に充てんとした。また額外に粗惡の茶を製造し不及號茶と稱して利を求めんとした。これがために新茶の出賣も行はれず、茶の滯積が漸く問題になつて來た。木葉をもつて製造した茶は僞茶または假茶と稱せられ、その販賣者は嚴罰に處せられたことは、次の續資治通鑑長編卷二〇の記事に示す通りである。

〔太平興國四年十二月〕開寶中。禁民賣假茶〔宋史卷一八三作僞茶〕一斤杖一百。二十斤以上棄市。己未詔。自今準律。以行濫論罪。

なほ僞茶製造者の處分については宋史卷一八三食貨志に

雍熙二年。民造溫桑僞茶。比犯眞茶。計直十分論二分之罪。

と見えてゐる。僞茶の流行は相當はげしかつたらしく、禁令が屢々出てゐる。文獻通考卷一八にも

〔太平興國〕八年。詔禁僞茶。

と見えてゐるところから見ると、その禁止は不可能であつたらしい。結局、僞茶の流行も茶の收買を掌る官吏が茶の精粗を揀ぶことなく、むやみに收買を行つて自分の成績をあげんとしたところに一つの原因があるやうである。以上のやうな

理由からして雍熙の初めには陳茶が積滞し、これを處理する必要から何らかの對策が要望せられたのである。山堂考索後集卷五七「論放法有五利」の一節に

國家權買茶貨。歲入無窮。堆貯倉場。充積州郡。及乎出賣之際。則大半塵（陳？）腐。積年之後。又多至焚燒。（張洎上太宗端拱二年）

とあり、後には陳茶が積滞したために燒却さへも行つてゐる。折中法の實施もやはりかかる情勢と密接な關聯があるものと考へられる。

ところで折中法は元豐類稿卷四九に

折中之法。聽商人入粟。而趨江淮。受茶鹽之給。公私便之。

とあるやうに、最初は政府商人雙方に便利であつた。政府も商人も共に粟價もしくは茶鹽價のために重い緡錢を運搬する必要もなく兩方に利益があつた。然るに續資治通鑑長編卷三〇に折中法について述べた後、

有言商人所輸多敝濫者。因罷之。歲損國用殆百萬計。

とあるやうに、商人の塞下に納入した芻糧には敝濫なるものが多きことを言ふ者があつたので、一時これを廢止したが、これがために國用を損ずること百萬に上つた。そこでまた端拱二年十月に復活せられたことは、同書に引續いて

冬十月癸酉。復令折中如舊。

と見えてゐる。なほ同年には塞下の折中法の復活と同時に京師にも折中倉がおかれることとなつた。同書には

又置折中倉。聽商人輸粟京師。而請茶于江淮。膳部員外郎范正辭・洛苑副使綦仁澤・作坊副使尹崇譔。同掌其出納。每一百萬石爲一界。祿仕之家及形勢戶。不得輒入粟。御史臺糾之。

と見えてゐる。京師の折中倉においては制限が加へられ、祿仕の家及び有力な形勢戶の折中が禁止せられたことは注意を

要する。恐らく有力な官僚と豪商とが結托して使用に堪へないやうな粟糧をこれまで塞下に納入したのでこれらの折中を禁止したのであらう。これに對して御史臺が反駁を加へてゐるのは或ひは御史臺の官僚もやはり裏面においては豪商と何らかの關聯をもつてゐたかもしれない。ところで前掲の記事の後に

會歲旱罷。

とあり、折中法は旱魃のためまた廢止になつた。然るに折中法は政府商人雙方に利益があつたので、淳化二年（九九一年）五月には再び復活したことは、九朝編年備要卷四淳化二年夏五月置折博倉の條に

端拱二年。復之。歲旱中止。至是復置。甚濟國用。商人便之。

と見える。折中倉が淳化二年には折博倉といはれたことは續資治通鑑長編卷三二淳化二年五月乙巳の條に復置折博倉とあり、その夾註に折博倉即折中倉也とあることによつて明らかである。かやうに塞下京師の芻糧納入はもはや商人の力なくしては實際には行ひえなかつたやうである。

(四) 貼 射 法

淮南茶は太祖の乾德三年、斬・黃・舒・廬・壽・光六州に十四場をおき專賣を實施したことは前述の通りである。場とは茶場もしくは山場とも稱し、茶園の監督・稅課の徵收・茶の賣買等茶に關する一切の業務の監督所である。この山場のもとには園戸と稱する採茶の民があり、茶本錢として豫め政府から資金を給せられ、茶が出来ると一部を以て歲課として輸租し、餘は盡く政府が買上げてゐた。^④従つて園戸の生産茶はすべて山場まで運搬せられ、時には更に沿江榷貨務に集積せられ、ここで商人に賣り渡されるわけである。この運送費が相當高くついたので、これがために茶の拂下げ價格も自ら高くなる。そこで宋會要食貨三〇に

淳化三年七月。詔淮南茶場。今後商旅只得於園戶處。就賤收買。將（豫？）赴（於？）官場貼射。違者依私茶例區別。

(斷?)

とあるやうに、淳化三年七月(九九二年)には商人が自分の希望する所の山場に赴き、園戸から直接茶を買ふことを許してゐる。これを貼射法といふことは山堂考索後集卷五七貼射法に

宋初許商賈就園戸買茶。於官場貼射。謂之貼射法。太宗淳化三年。始行之。

と見えてゐる。射とは商人が都の榷貨務に赴き錢帛を納め茶引を受領する時、希望する所の産茶地を指定することをいふ。茶引一道は普通十萬錢であるが、これを求める時には割引がある。その割引の率が各産茶地によつて異つてゐる。即ち各産茶地の茶引により値段に高低がある。希望者の多い茶引價は高く他より多くの錢帛を納めなければならない。これが貼である。貼射法の目的は文獻通考卷一八淳化三年八月劉式等が江南にも貼射法を施行せんことを奏請したうちに

向者朝廷制置緣江榷貨八務。以貯南方之茶。便於商人貿易。今四海無外。諸務皆宜廢罷。令商人就出茶州府官場算買。既大省輦運。又商人皆得新茶。

とあるやうに、結局政府の輸送の勞力を省き、茶價を減じ商人に希望する所の茶を選択させるにあつたのである。

淮南茶の統制を緩めると、これに伴つて江南茶に對してもまたその統制を緩和せざるをえない。すでに先に述べた如く、江南茶に對しては沿江に八榷務をおきこれを統制してゐたが、諸種の弊害があらはれて來た。宋會要食貨三六に

淳化三年十月。以三司鹽鐵副使雷有終兼充江南諸路茶鹽制置使。左司諫張觀・監察御史薛映並充副使。官(自?)帝收復江南嶺外已來。茶鹽之價不等。犯禁私販者。多陷刑辟。故特委有終等。就出鹽產茶之地。取便制置。務要便於民。而利於物也。

とある如く、江南茶は江北茶に比べると産額が多いために茶價が安く、且つ茶の需要は西北方の國境方面に多いのでこれを江北に密賣する者が多かつたらしい。これがために刑罰に問はれる者が多かつた。いま宋史卷一八三食貨志茶法の條に

より輸租・折稅茶の歲課をあげると次の通りである。

淮南	八六五萬餘斤
江南	一〇二七萬餘斤
兩浙	一二七・九萬餘斤
荊湖	二四七萬餘斤
福建	三九・三萬餘斤
合計	一四三二・二萬餘斤

この統計の詳細については宋會要食貨二九買茶額の所にも見えてゐる。これが産茶額の全部ではないが、これによつて江北と江南との産茶額の比例を考へるには大して差支へはない。すでにこれより十六年前、すなはち太平興國二年、錢若水が始めて江南茶の專賣を強化施行した際にも、江南茶の北侵を防ぐために江南茶價の値上げを行つたが、淳化の頃にもなほ相當揚子江の北と南とでは茶價に懸隔があり、これが即ち私販の主要な原因であつたらしい。これが對策を講ずるため、淳化三年十月、雷有終等に命じて現地に向いて利害を實地に調査せしめたのである。宋會要の記事によれば雷有終は江南諸路茶鹽制置使に任命せられたとあるが、この諸路のうちには江南・淮南・兩浙・荊湖・福建・廣南の含まれることは宋史卷二七八雷有終傳に

詔有終。領江淮・兩浙・荊湖・福建・廣南路茶鹽制置使。就出鹽產茶之地。以便宜裁制。

と見える記事によつて明らかである。

なほ江南茶の弊害については宋會要食貨三六に次の如く見えてゐる。

淳化四年二月。詔。在京權貨務及諸道商旅等。項（頃？）以向（江？）南州郡聲教未通。於沿江置立權務。近聞。積

弊多。有邀難。抑配陳茶。虧損商客。今既混一。須議改更。已差使臣。往彼就便指揮。其自來沿江榷務並令停廢。許客旅各就出茶處。取便算買新茶。兼已據地里遠近。減下價錢。仍免放自江已南緣路商稅。及令嚴切鈐轄出茶處場務。不得住滯及有乞覓。其禁榷茶鹽條例。并算買交引。一切依舊施行。如有客旅已入交引。算買舊榷場茶貨者。亦許客旅取便。先是。祕書丞劉式上言。榷務茶陳惡。商賈少利。歲課不登。望盡廢之。許商人輸錢京師。給券就茶山。給以新茶。縣官減轉漕之直。而商賈獲利矣。帝從之。先遣雷有終等。乘傳按視。因降此詔。

劉式が上奏して八榷務を廢止せんことを請うたのは文獻通考卷一八によると淳化三年八月であるが、それが裁可になり實現したのが翌四年二月である。すなはち太宗の即位の翌年太平興國二年には江南茶の禁榷を強化し、沿江に八榷貨務を置いてこれを統制した。江南の茶はすべてこの榷務まで運搬せられ然る後に商人に賣却せられた。ところが榷務では時日を経るに従つて陳惡の茶が残つて來るので、それを商人に強制的に割りあてて拂下げようとする。商人は利益がないために榷務に來らず、自然に歲課が虧失する。そこで榷務を廢止し、統制を緩和して商人が自ら江南の希望する所の茶場に赴いて茶を買へるやうにすれば、常に新茶を得、利益を得ることが出来る。しかも政府の方でも轉漕の費を減じ、政府商人共に利益があるといふのが劉式の上奏の骨子である。すでに淳化三年七月には淮南では貼射法を行ひ統制をゆるめてゐるので、淳化四年二月には江南諸路にもまた貼射法を適用することとなつたのである。すなはち前述の如く、雷有終等を江淮等の諸路に遣はして實態を調査せしめた上、沿江の八榷務を廢止し、商人に出茶の處に至つて好む所の新茶を貼射せしめた。また距離の遠近に従つて茶價を輕減し、江以南の商稅を免除した。また出茶の場務の官吏を嚴飭して茶を商人に支給することを住滯したり、商人から賄賂を求めることのないやうにせしめた。但し商人が舊交引をもつて舊榷務の茶を買はんとする者は舊來のやうに許可することとしたのである。

淳化三年から四年にわたる茶の統制の緩和と共に、茶法もまた輕減せられてゐることは注意を要する。宋史卷一八三食

貨志茶法に

淳化三年〔主吏盜官茶〕論直十貫以上。黥面配本州牢城。巡防卒私販茶。依本條加一等論。凡結徒持杖。販易私茶。遇官司擒捕抵拒者皆死。

と見える。すなはち權務主吏の官茶盜販の處罰は太平興國二年の敕によると、三貫以上が黥面して闕下に送ることになつてゐるが、淳化三年には十貫になつてゐるから大幅に輕減せられたわけである。

(三) 貼射法の廢止と取引法の復活

茶の專賣統制の緩和は一面には國際關係の好轉とも關係があるらしい。淳化元年には李繼遷は契丹から夏國王に封ぜられてゐるが、翌二年には宋に降つてゐる。淳化の五年間には宋と契丹・西夏との間には何等の事件も起つてゐない。かかる國際關係の平和狀態が茶の統制を緩和せしめた一つの原因であらう。しかし、國際關係がいかに平和であるといつても、契丹・西夏はいつ侵入して來るかもしれないので、國境方面の軍隊を引揚げることは出來ない。茶の專賣はすでに觸れたごとく財源の重要な部分を占めてゐる。もし茶の專賣收入が減少するとすれば更に統制を強化する必要が起つて來る。果せるかな、宋會要食貨三六に

〔淳化四年〕七月。詔。近以沿邊（江？）權務積弊年深。特行停廢。俾出產之處。就便開場。如聞。商客多有疑惑。憚渡江之遙遠。阻常歲之經營。將允羣情。須仍舊貫。應緣江權貨務。並令依舊。其諸路茶鹽制置司。今（令？）停廢。應茶貨並依舊例施行。般赴逐處。先是。上言者以茶法未便。累陳章奏。請廢緣江權務。時亦有叶同其議者。帝勉而從之。制下之後。商人疑惑。物議稱其不便。改法方及半年。三司較比。虧數已多。遂復舊制。

といつてゐるやうに、沿江權貨務を廢止し、商人が自由に江南茶場に赴いて茶を買ふことを許したが、商人は渡江の遙遠なるを憚り、常歳の經營を阻害するので疑惑して赴かず、ために茶課を虧欠するに至つた。そこで權貨務を廢してからわ

づか半年にして再び榷貨務を復活し、諸路の制置司を廢止してゐる。もつとも先に榷貨務を廢止せんとした時には相當反對意見もあり、太宗はそれを押切つて榷貨務の廢止を斷行したやうである。前掲の記事でも分るが、宋史卷二七七裴莊傳にも

劉式建議。請廢緣江榷務。莊力言其非便。

と見えてゐる。

なほ劉式の改革案の失敗には次のやうな原因があつた。宋史卷一八三食貨志茶法には次のやうに述べてゐる。

至道初。劉式猶固執前議。西京作坊使楊允恭言。商人市諸州茶。新陳相糶。兩河陝西諸州。風土各有所宜。非參以多品則少利。罷榷務。令就茶山買茶。不可行。太宗欲究其利害之說。命宰相。召鹽鐵使陳恕等。與式・允恭定議。召問商人。皆願如淳化所減之價。不然即望仍舊。有司職出納。難於減損。皆同允恭之說。式議遂寢。即以允恭爲江南・淮南・兩浙發運兼制置茶鹽使。

すなはち商人は河東・河北・陝西で賣る茶は民衆の嗜好に従ひ、新舊或ひは多種類の茶を混ぜ合はさなければ利益が少い。しかも商人自ら江南の各茶場に行つてこれらの多種類の茶を買ひ集めることは、政府が利益を無視してまでも茶價を減ぜざる限り、實際上不可能であつた。むしろ従前のごとく政府が榷務に收買してゐる茶を選択して買ふ方が便利である。また政府の方でも、茶價をむやみに減じて商人に江南茶場に赴かしめては專賣收入を失ふことになるので默視出來ない。そこで太宗は宰相・鹽鐵使陳恕や楊允恭・劉式等關係官僚と協議し、商人をも招いて諮問した結果、政府商人雙方に利益があるやうに、再び沿江榷務を復活したのである。ここで注意すべきことは錦繡萬花谷前集卷一五に

淳化二（三？）年。令商賈就園戶買茶。公（各？）私（於？）官場貼射。始行貼射法。行之三年。茶利盡歸大商。官場直得黃晚惡茶。乃詔孫奭。重議罷貼射法。只用見〔錢〕法。

と見える事實である。すなはち貼射法の實施によつて茶利は盡く豪商に獨占せられ、政府ではその利潤に與ることが出来なくなつたことが、權貨務復活の最も大きな原因らしい。江南茶場に自ら赴いて茶を買ひ、これを國境方面に販運するに相當大きな資本を有する商人でなければ不可能である。沿江權務の廢止により、中小商人は茶を收買することが困難になり、轉業するか、もしくは豪商から茶を轉買する者も生じたであらう。茶を收買する商人が少くなれば、豪商は團戸から茶を收買する際、値をたたいて買ふ。販賣する時には陳惡な茶を高價に吊上げたであらう。宋史卷一八五食貨志に

建隆二年。命左諫議大夫劉熙古。詣晉州制置鑾。許商人輸金銀布帛絲綿茶及緡錢。官償以鑾。凡歲增課八十萬貫。太平興國初。歲博緡錢金銀。計一十二萬餘貫。茶計三萬餘貫。端拱初。銀絹帛二萬餘貫。茶計十四萬貫。至是（淳化元年）言者謂。鑾直酬以見錢。商人以陳茶入博。有利豪商。無資國用。詔。今後惟聽金銀見錢入博。

と見えるやうに、山西の晉州では明鑾を專賣にしてゐた。商人が金銀布帛絲綿茶及び緡錢を納入すると明鑾を支給した。端拱の初めには鑾の收入十六萬貫中、茶は十四萬貫を占めてゐる。南方の茶商の活躍がいかによつてあつたかがこの一例からも想像せられる。茶商はみな陳茶を納入して利益をあげたが、政府では利益がなく、遂に淳化元年には茶の納入を禁止し、金銀見錢だけをもちて明鑾を拂下げることにしてゐる。かやうに當時の茶商のうち豪商にはあらゆる惡辣な手段を用ひて利潤を追求する者が多かつた。貼射法の廢止もおそらく豪商の目に餘るやうな不正手段のために、政府の茶利が壟斷せられたといふことが重要な原因ではないかと想像せられる。

貼射法の廢止と共に從來行はれてゐた取引法が實施せられたことは、夢溪筆談卷一二に

淳化四年。初行取引。罷貼射法。西北入粟。給取引。自通利軍始。是歲。罷諸處權貨務。尋復依舊。

と見えてゐる。貼射法が廢止になつたのは淳化四年七月であるから、取引法の實施も同時であつたらう。而して沿江の權務が復活して統制を加へたことは、王海卷一八一乾德權貨務に

〔淳化四年〕七月十二日。戊詔。仍舊貫。復置八務。

と見えてゐる。

(六) 三 說 法

翻つて國際關係を一瞥するに、一時鳴りを潜めてゐた契丹・西夏は至道年間に入つて再び侵入を企て、國境方面への軍需品の納入が益々急を要するやうになつた。續資治通鑑長編卷一〇〇に

自西北宿兵既多。饋餉不足。因募商人入中芻粟。度地里遠近。增其虛估。給券以茶償之。後又益以東南緡錢香藥象齒。謂之三稅。而塞下急於兵食。欲廣儲峙。不受（愛？）虛估。入中者以虛錢得實利。人競趨焉。

と見え、軍糧納入の必要からここに三稅（三說）法が制定せられることとなつた。三說法實施の年代については玉海卷一八一に

至道元年。鹽鐵使陳恕爲三說法。

とあり、至道元年（九九五年）である。この年は宋と契丹・西夏との國際關係が漸く險惡になつた年である。政府では國境における軍糧納入を特に奨勵するためにその買入値段を高くし、その代價として東南拂渡しの茶・緡錢・香藥象齒の手形を商人に與へて優遇したので、商人は實利を得、政府の方でも現金を動かさずして所要の軍糧の納入を達成することが出来、政府商人雙方に便利であつた。ところで先に述べたやうに、太宗の太平興國から淳化にかけて、茶の專賣制度が弊壞したのは、一つには茶が滞積して賣れなかつたからである。そこで至道二年、三說法實施の翌年には、榷貨務の茶の滞貨が出来ないやうに、その對策を講じてゐるのは注目に値する。續資治通鑑長編卷四〇至道二年十一月の條には

先是。淮南十八州軍。共九禁鹽。餘則不。商人由海上販鹽。官倍數取之。至禁地。則上下其直。民利商鹽之賤。故販者益衆。至有持兵器往來爲盜者。發運使楊允恭以爲。行法宜一。即奏請悉禁之。而官遣吏主其事。事下三司。三司言

其不可。允恭固以請。甲午。詔從之。允恭又請。令商人先入金帛京師及揚州博務者。悉償以茶。自是鬻鹽得實錢。茶無滯貨。歲課增五十萬八千餘貫。〔此下宋史卷一八三有云。允恭等皆被賞。初商人以鹽爲急。趨者甚衆。及禁江淮鹽。又增用茶〕

とあるやうに、從來淮南十八州軍のうち半ばは禁鹽法を施行してゐたが、その残りの州軍では通商法を行ひ、商人が鹽を販賣することを許してゐた。鹽貨販賣の利潤は大きいので商人は多く鹽の販賣の特權を得、その蔭にかくれて密賣を大々的にやつてゐた。そこで發運使楊允恭は淮南鹽を全部禁榷して商人の鹽の販賣を禁止し、その代り京師榷貨務もしくは揚州折博務に金帛を納入する者には沿江榷務の茶を販賣せしめることとした。鹽の販賣を禁止せられた商人は資本を遊ばせておくことは出来ないから、自然に榷務の茶の拂下げを請うて販賣した。これによつて榷務の茶の滯貨が一掃せられ、歲課五十萬八千餘貫を増してゐる。その結果、これに關係した楊允恭以下の者が賞を被つてゐる。太宗の末年における茶の專賣制度の成功は、諸種の經濟政策を綜合的有機的に聯關して實施した賜といふべきであらう。而してかかる政策を實際に可能ならしめたのは玉海卷一八一に

至道元年七月癸亥。以楊允恭爲都大發運使。改擘畫爲制置茶鹽使。

と見えるやうに、至道元年に設けられた都大發運使兼制置茶鹽使の東南諸路における總括的な活動である。これについては澠水燕談卷五に

至道中。朝廷始遣洛苑使楊允恭・作坊副使李廷遂・太子中舍王子興。爲江淮・兩浙發運使兼制置茶鹽。就淮南創爲局。後兼領荊湖。又旋加都大字。後景德中。復置。迄今事權尤重。

とあるごとく、淮南・江南・兩浙・荊湖等いはゆる東南地方の諸種の經濟政策を全般的に指導統轄するのがその職務である。楊允恭がその長官で李廷遂・王子興がその副使であることは玉海卷一八一乾德榷貨務の條に見えてゐる。この發運使

は一時廃止せられたが、景德中復活され、後世まで揚州にあつて東南諸路の經濟政策を統轄し、宋政府の財政面に大きな貢獻をなしたことは特に注意すべきである。太宗末期の茶の專賣制度も發運使の創設により、各路のまた各種の經濟政策が有機的に綜合統轄せられ、始めてその効果を収めることが出來たのである。先にも引用したが、至道末、茶の收入が二百八十五萬貫にも達したのは全くその結果に外ならぬ。以上述べたところによつて茶の專賣制度は太祖・太宗時代、とくに太宗の時代に確立したことが明らかとなつた。宋國家の基礎は太宗時代に確立したが、茶の專賣制度も亦然りであつたのである。

補註

- (1) 矢野仁一博士「茶の歴史に就いて」(「近代支那の政治及び文化」所收)。
- (2) 德宗は戸部侍郎趙贊の議により、常平本錢に充てるため、茶漆竹木に税率十分の一の從價税を課すこととした。その年代については文獻通考卷一八は建中元年とし、舊唐書卷一二・唐書卷七德宗本紀は建中三年とし、また舊唐書卷四九食貨志下・唐會要卷八七には建中四年においてゐる。いまのところ何れを是とも決定しがたい。
- (3) 舊唐書卷四九・唐書卷五四食貨志。
- (4) 前掲「茶の歴史に就いて」。
- (5) 續資治通鑑長編卷六六
有司上「茶」歲課。「景德」元年。用舊法。得五百六十九萬貫。
- (6) 文獻通考卷二四、國用考
宋史卷一八三食貨志、
宋代の歳入は賦入と課入とに分つことが出来る。賦入とは兩稅收入であり、課入はまた課利ともいはれ、茶鹽酒坑冶商稅を含んでゐた。
- (7) 松井等氏「宋對契丹の戰略地理」(滿鮮地理歷史研究報告 四)。
- (8) 續資治通鑑長編卷三五、淳化五年三月
柳開……是春。徙知郛州。時調民送軍儲環州。歲已再運。民皆蕩析產業。而轉運司復督運。民數千人入州署號訴。且曰。力所不逮。願就死矣。開即移書轉運使曰。開近離環州。知其芻粟計。不增大兵。可支四年。今蠶農方作。再運已勞。老幼疲弊。畜乘困竭。奈何又苦之。如不罷。開即馳詣闕下。白于上前矣。卒罷之。
- (9) 宮崎博士「五代宋初の通貨問題」二〇〇頁。
- (10) 同書二〇三頁。
- (11) 宮崎博士「宋の太祖弒逆説について」(東洋史研究 新第一、四)。
- (12) 宮崎博士前掲書第四章「宋の太宗眞宗朝の通貨統一策」。
- (13) 同書 二〇五—二〇六頁。
- (14) 宋史卷一八三食貨志茶法。
本稿は文部省科學研究費の交付による研究「宋代史の基礎的綜合的研究」進行中の一副産物である。